

○吹田市排水設備指定工事店に関する規則

令和2年3月31日 吹田市規則第11号

排水設備工事業者公認に関する規則（昭和41年吹田市規則第29号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、吹田市下水道条例（昭和41年吹田市条例第10号。次条台5号を除き、以下「条例」という。）第8条第1項に規定する排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定基準）

第2条 条例第9条第1項第3号の市長が必要と認める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者にあつては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなったこと。
- (2) 業務を行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができること。
- (3) 破産手続開始の決定を受けた者にあつては、復権を得ていること。
- (4) 業務に関し、法令並びに条例及び吹田市下水道条例施行規則（昭和41年吹田市規則第27号。以下「施行規則」という。）に違反する行為のなかつたこと。
- (5) 業務に関し、他の地方公共団体の条例及び規則に違反する行為のなかつたこと。
- (6) 業務上必要な設備及び器材を保有していること。
- (7) その他市長が指定工事店として適当であると認める者であること。

（指定の申請）

第3条 指定工事店の指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに法人にあつては、代表者の氏名（以下「申請者の氏名等」という。）

(2) 法人にあつては、設立年月日

(3) 営業所の所在地

2 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 個人にあつては、住民票の写し及び前条第3号に該当することを証する書類並びに同条各号（第3号及び第6号を除く）のいずれにも該当することを申告する書類

(2) 法人にあつては、法人に係る登記事項証明書、定款の写し及び代表者に係る前号に掲げる書類

(3) 条例第9条第1項第2号に規定する責任技術者（以下「責任技術者」という。）及び従業員の名簿

(4) 条例第9条第2項に規定する責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）の写し

- (5) 営業所（倉庫を含む。）内外の写真、平面図及び付近見取図
- (6) 設備器材調書
- (7) 所得税若しくは法人税又は市町村民税の納税証明書
- (8) その他市長が必要と認める書類
(指定の更新)

第4条 指定の更新を受けようとする者は、第8条に規定する有効期間が満了する日の2月前までに、次に掲げる事項を記載した指定更新申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名等
- (2) 法人にあつては、設立年月日
- (3) 営業所の所在地

2 指定更新申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 責任技術者及び従業員の名簿
- (2) 責任技術者証の写し
- (3) 所得税若しくは法人税又は市町村民税の納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類
(指定工事店証の交付等)

第5条 市長は、指定申請書又は指定更新申請書を受け付けたときはその内容を審査し、適当と認めるときは、指定工事店証を交付する。

2 指定工事店は、第15条の規定によりその指定を取り消され、又は停止されたときは、指定工事店証を、速やかに、市長に返還しなければならない。

(指定の変更)

第6条 指定工事店は、第3条第1項各号又は第4条第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した指定変更申請書に第3条第2項各号又は第4条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名等
- (2) 変更のあつた事項

2 市長は、指定変更申請書を受け付けたときはその内容を審査し、適当と認めるときは、指定工事店証の書換えを行う。

(休止等の届出)

第7条 指定工事店は、営業を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

(指定期間等)

第8条 指定及び指定の更新の有効期間は、5年とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これより短い期間を定めることができる。

(工事の施行等)

第9条 指定工事店は、排水設備の新設、増設若しくは改造の工事（以下単に「工事」という。）又は排水設備の修繕を申し込む者から委託を受け、その申込みに必要な手続を行い、当該工事又は修繕を誠実かつ迅速に施行しなければならない。

2 前項の申込みの委託を受けた指定工事店は、正当な理由のない限りこれを拒んで

はならない。

(工事材料の品種)

第10条 市長は、前条第1項の規定により指定工事店が工事又は排水設備の修繕を施行する場合は、その使用する工事材料の品種を指定することができる。

(完了検査)

第11条 指定工事店は、工事の完了後速やかに、その旨を市長に届け出て、責任技術者の立会いの上、市長の検査を受けなければならない。

2 指定工事店は、前項に規定する完了検査の結果市長が不相当と認めるときは、別に定める期間内に改修しなければならない。

3 指定工事店は、第1項に規定する完了検査に合格した後1年以内に排水設備に故障が生じたときは、無償で修繕しなければならない。ただし、その故障が指定工事店の責任でないと認められるときは、この限りでない。

(名義貸与等の禁止)

第12条 指定工事店は、名義を貸与し、又は工事の全部を一括して第三者に請け負わせてはならない。

(市に対する協力)

第13条 指定工事店は、災害時その他の非常時に排水設備の復旧を行う場合において、市長の要請があるときは、市に協力しなければならない。

(法令等の遵守)

第14条 指定工事店及び責任技術者は、法令並びに条例、施行規則及びこの規則を遵守しなければならない。

(指定の取消し又は停止)

第15条 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は停止することができる。

- (1) 条例第9条第1項に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (2) 第7条の届出があったとき。
- (3) 第9条、第12条又は前条の規定に違反したとき。
- (4) 指定の取消し又は停止の申出があったとき。
- (5) 第4条第1項に規定する申請がなかったとき。

(市長が指定する機関)

第16条 条例第9条第2項の市長が指定する機関は、大阪府下水道協会（以下「大阪府協会」という。）とする。

(責任技術者証の携帯)

第17条 責任技術者は、工事に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(登録の取消し等)

第18条 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、大阪府協会に対し、当該責任技術者の登録の取消し又はその効力の停止を求めるものとする。

- (1) 第14条の規定に違反したとき。
- (2) その他責任技術者として不相当であると市長が認めるとき。

(申請書等の様式)

第19条 この規則に規定する申請書等の様式は、下水道部長が定める。

(委任)

第20条 この規則の施行に関し必要な事項は、下水道部長が定める。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第17条の規定は、平成10年3月2日から施行する。

附 則 (省略)

附 則 (平成25年3月29日規則第37号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。